

相続された資金の運用を  
お考えのお客さまへ

JAみえなか

# 相続定期貯金

お取扱期間 令和8年4月1日(水) ▶ 令和9年3月31日(水)

ご家族の想いを



大切につなげます。



JAみえなか  
イメージキャラクター  
ミーナ

相続された資金をスーパー定期(1年・3年・5年 自動継続)にお預け入れの方

1年もの

店頭表示  
金利  
+  
年

0.65%

でお預かりいたします。

3年もの

店頭表示  
金利  
+  
年

0.70%

でお預かりいたします。

5年もの

店頭表示  
金利  
+  
年

1.05%

でお預かりいたします。

## ご利用いただける方

- 当JA内外の資金を相続された方で、新規で定期貯金にお預け入れいただける方。また、同時に他金融機関の相続資金も対象となります。なお、ATMでのお預け入れは対象外となります。
- 他金融機関からのお預け入れの場合、本資金が相続された資金であることを確認させていただきます。  
※原則、窓口へ確認書類(除籍謄本等)のご提示をお願いします。
- 本定期貯金は個人の契約に限定させていただきます。

## 【商品内容】

### 対象商品

スーパー定期貯金 1年・3年・5年自動継続

### お預け入れ金額

1,000円以上

※ただし相続完了後6ヶ月以内の資金に限ります。  
(当JA以外の金融機関での相続資金も対象といたします。)

### ご留意事項

●お利息には20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。●表示の金利の適用は初回満期日までとし、自動継続後の金利は継続日当日の店頭表示金利となります。●満期日前に解約する場合は、当JA所定の中途解約利率を適用させていただきます。●この貯金は、貯金保険制度の対象商品です。※お一人様あたり元本1,000万円までとその利息が保護されます。●店頭へ商品概要説明書をご用意しております。●本商品は金融情勢等の変化により、予告なく「商品内容の変更」や「取扱いを中止」することがあります。

## ご契約時に確認させていただく書類

- ①本人確認書類
- ②「お預け入れされる方が相続人であること」  
「金融機関での相続手続き完了時期」  
「お預入資金が相続により取得した資金であること」が確認できる書類  
【例】・戸籍謄本の写し  
・金融機関に提出した相続依頼書の写し  
・遺言書(公正証書遺言または自筆証書遺言で検認済のもの)の写し  
・遺産分割協議書の写し  
・被相続人名義の口座解約計算書の写し など